

アラブ首長国連邦（UAE）における実質的支配者規制

1. 実質的支配者規制概要

アラブ首長国連邦(以下、「UAE」)では、2020年8月に実質的支配者に関する手続規制(2020年閣議決定第58号)(以下、「実質的支配者規制」)が導入され、政府に保有される法人及びDIFC又はADGMに所在する法人を除き、UAEに拠点を置くすべての法人(支店も含む)について、その実質的支配者(Ultimate Beneficial Ownership)の情報開示が求められるようになった。

法人に関する実質的支配者の把握は、特にマネー・ロンダリング防止の観点から必要であり、実質的支配者規制は、近時、マネー・ロンダリング対策の一環として、世界各国で導入されている。UAEによる規制の導入も、世界的潮流に従うものである。

UAEにおける実質的支配者規制は、2020年8月28日に効力発生し、効力発生から60日以内の実質的支配者名簿の具備が求められていたものの、実質的支配者規制においては、罰則が定められておらず、必ずしも厳格に運用されていなかった。

しかし、違反についての罰則を定める2021年閣議決定第53号が、2021年7月1日から効力を発し、実質的支配者に関する情報を未提供の法人については、実際に罰が科せられることとなっている。

したがって、対象法人は、実質的支配者規制に基づき、実質的支配者名簿及び株主名簿又は持分者名簿を具備し、また、関連する情報をライセンス当局に提供しなければならない。

2. 対象法人

実質的支配者規制の対象となる法人は、UAEにおいてライセンスを保有し、又は登録されている法人(支店も含む)であり、フリーゾーン法人も対象になる。但し、アブダビ首長国のアブダビグローバルマーケット(Abu Dhabi Global Market : ADGM)と、ドバイ首長国のドバイ国際金融センター(Dubai International Financial Centre : DIFC)の2つのフリーゾーンに所在する法人は対象にならない。また、直接的又は間接的に、政府に100%保有されている法人も対象外となる。

3. 実質的支配者

実質的支配者とは、25%以上の直接又は間接の保有持分を通じて、法人を所有(own)もしくは支配(control)する者、又は、持分保有もしくは役員を選解任権等の手段による支配を通じて、法人における25%以上の議決権を保持する者を意味する。

4. 実質的支配者名簿

法人は、実質的支配者に関する情報を実質的支配者名簿に記録し、保管しなければならない。変更がある場合には、変更を認識した日から15日以内に、名簿を更新しなければならない。

実質的支配者名簿には、以下の情報を含む必要がある。

- ① 氏名、国籍、生年月日、出生地
- ② 居所又は住所
- ③ パスポート又はID番号、それらの発行国と発行日及び失効日
- ④ 当該者が実質的支配者になった根拠及び日付
- ⑤ 当該者が実質的支配者でなくなった日付

5. 株主及び持分者名簿

実質的支配者規制は、各法人に、実質支配者名簿のみならず、以下の内容を含む株主名簿又は持分者名簿を具備することを求めている。登録内容に変更がある場合には、実質的支配者名簿同様、変更を認識した日から15日以内に内容を更新する必要がある。

- ① 所有する持分又は株式の数とその分類、及び関連する議決権
- ② 持分権者又は株主となった日付
- ③ 自然人の場合：ID又はパスポート記載の氏名、国籍、住所、出生地、雇用主の名前と住所
- ④ 法人の場合：以下を含む拠点設立時に当局に提出する情報
 - (a) 名称、法的形態
 - (b) 本社又は本店の住所。外国法人の場合は、UAEにおける代表者名称及び住所
 - (c) 法人の役員の氏名

また、持分者又は株主に受託者(Trustee)又は名目的業務執行者(Nominal Management Member)がいる場合には、それに関する情報と、受託者又は名目的業務執行者によって、代理される者に関する上記4.①から⑤の記載の情報を記載する必要がある。

6. ライセンス当局への提出

対象法人は、実質支配者名簿及び株主名簿又は持分者名簿を作成するだけでなく、アラブ首長国連邦では、アラブ首長国連邦経済開発局(Department of Economic Development)、ドバイ首長国では、ドバイ経済開発局といった各首長国のライセンス当局に名簿に含まれる情報を提出しなければならない。もし、当局に求められる場合には、追加の情報を提供する必要がある。

なお、各首長国当局によって、書式は異なり、各当局の指定の様式に従って、求められる情報を提出する必要がある。

また、対象法人は、当局に対象となっている個人のパスポート又はIDのコピーも提出する必要がある。

対象法人は、当局に提供した情報に変更がある場合には、当局に対して、15日以内に、変更後の情報を提供しなければならない。

7. 罰則

実質的支配者規則においては罰則は、別の閣議決定によって定められるとされていたが、2021年閣議決定53号によって、罰則が定められ、2021年7月から効力が発生している。

罰則は、行為毎に定められているが、基本的に、まずは違反に対して、通知が発せられることになっており、通知を受けたにもかかわらず、違反状態を是正しない場合に、罰金やライセンスの停止といった罰が科せられることになる。

例えば、実質的支配者名簿を作成しなかった場合には、まず通知が発せられ、通知後、是正されない場合に、AED50,000の罰金が科せられ、併せて30日以内に是正すべき旨の通知が発せられる。さらに違反状態が是正されない場合には、AED100,000の罰金と、12ヶ月以上のライセンス停止が科せられる。